

私立大学における個人情報保護 —東邦学園大学・短期大学の取り組み— (3・完)

成澤 寛

目次

はじめに

I 個人情報保護法の概要

1. 個人情報保護法制定の背景
2. 個人情報保護法の理念・基本方針とその内容

II 私立大学と個人情報の保護

1. 個人情報漏洩事故と事業者の責任
2. 大学における個人情報保護の状況
3. 個人情報の保護からみた大学の特性 (以上35巻1号)

III 東邦学園大学・短期大学における取り組み

1. 東邦学園大学・短期大学の沿革
2. 東邦学園大学・短期大学の組織
3. 東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規程の策定

IV 本学個人情報保護規程の内容

1. 本学個人情報保護規程の構成と特徴
2. 本学個人情報保護規程のポイント
 - (1) 目的
 - (2) 対象範囲
 - (3) 組織的・人的安全管理体制の基本的枠組み
 - (4) 個人情報の取得
 - (5) 個人情報データベース等及び個人データの取扱い (以上35巻2号)
 - (6) 目的外利用
 - (7) 外部委託・第三者提供
 - (8) 情報システムにおける安全管理
 - (9) 本人の関与
 - (10) 苦情処理等

おわりに

I 東邦学園大学¹⁾・東邦学園短期大学個人情報保護規程の内容

2. 本学個人情報保護規程のポイント

(6) 目的外利用

本学規程では、個人情報保護法第16条(利用目的による制限)に対応する部分として、第5章において「目的外利用」²⁾として2か条を置き、個人情報の目的外利用を原則として禁止するとともに、目的外利用が例外として許される場合について規定している(規程第21条・第22条)。本学規程が目的外利用の章を独立に設けているのは、個人情報保護における利用目的による制限の重要性を認識し、個人情報の目的外利用の原則禁止を強調するためであり、目的外利用の余地を広く認めようとする趣旨ではない。

個人情報保護法は、あらかじめ本人の同意を得ない限り、原則として利用目的の範囲外で個人情報を取り扱うことを禁止しているが、その例外として、第16条3項において、法令に基づく場合(同1号)、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(同2号)、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(同3号)、国

の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同4号）を挙げ、これらの場合については本人の同意を得なくとも利用目的外での取扱いが許されるとしている。

こうした例外規定は、個人情報の取扱いについての柔軟性を確保することを目的としており、本学規程でも同様の例外規定が設けられている。ただし、本学規程では次のような観点から法に若干の修正を加えている。というのは、法の認める例外の1号、3号、4号については、そのままの用語では一般教職員には分かりにくいという問題があるからである。本人の同意を得ずに個人情報を目的外に利用しなければならない場合というのは緊急の場合が多いと考えられるから、現場の個々の教職員の判断で目的外利用を行わざるをえない場面が生ずることも予想される。そこでこのような場合に備えて、本学規程ではできる限りわかりやすい基準を置くこととした。このような観点から、本学規程では、法のいう1号、3号、4号の場合を合わせて「公的機関から法令に基づき適法な提供依頼があったとき」とした。また2号については、ほぼ同様の趣旨であるが、上に述べた観点から、「緊急の必要性がありかつ本人の同意を得ないことがやむを得ないと認められるとき」に限定することとした（規程第22条1項1号・2号）。しかし、本学の業務内容を考えると、例外をこれらの場合だけに限定してしまうと問題が生じるおそれが生ずることが予想されたため、「業務の遂行上、必要かつ相当な理由があり、本人の同意によることが著しい遅滞を生じさせるおそれがある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき」（同項3号）を加えた³⁾。また、そうした緊急の場合ではない目的

外利用の場合として、本学の教員が学生や教職員のアンケートや学生作品などを学術研究に使用する場合については、本人の権利利益又はプライバシーを不当に侵害するおそれがない場合には目的外利用を認めることとした⁴⁾（同項4号）。ここでは本学規程が原則として避けている「プライバシー」の用語が使われているが、これは本号において学術研究の自由を認める一方で、大学においてアンケートや学生作品の利用は日常的なことであり、その利用について個人情報の観点からの配慮の意識が薄れがちであるため、法的な意味での権利利益のほか、プライバシーには特に慎重な配慮を要するということを強調する趣旨である。

ところで、目的外利用に当たるかどうかは、本学規程第8条によって特定された利用目的の範囲内かどうかで判断される。そこで問題となるのはどのように利用目的を特定するかである。[5、p.44]は、顧客の強い信頼を必要とする事業の場合には、より詳細で限定的な目的と望ましいとしているが、教育分野ではどの程度の特定が必要なのであろうか。この点につき、文部科学省のガイドライン（以下、単に「ガイドライン」というときは文部科学省のそれを指す）は、「事業者は、利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に具体的、個別的に特定すること」（ガイドライン第三、一）を求めている。その趣旨について同ガイドラインの解説は、利用目的とは事業者が最終的に達成しようとする目的のことであり、事業者の行う活動内容等と照らし合わせて、本人が自己の個人情報の利用結果を合理的に予測できる程度の具体性が求められるとし[9、pp.9-10]、その事例として、アンケートをとる場合については「来年度における〇〇の授業の教

育方法を検討する際の参考とする」として取得する場合には特定があるが、「本学の教育の改善に役立つ」など用途が明確でない場合には明確に特定されたとはいえないとしている。この両者にどれほどの違いがあるかは疑問も残るが、利用される時期、範囲が限定されている点が重要ということであろう。

ただ、個々の具体的場面ではこれでよいかもしれないが、多くの大学では、学生の個人情報を取得する最大の場面は入学前後の時期であり、その時期に卒業までの利用目的を想定した利用目的を明示し、基本となる個人情報の多くを取得することになるのではなかろうか。そうすると、入学前後に取得するすべての個人情報につき、ガイドラインの要求する程度において利用目的の特定を要求できるかについては疑問が残る。もっとも、ガイドラインは法的義務を課す性格のものではないから、そのような取扱いが直ちに法律違反であることにはならないが、いずれにせよ今後の事例の蓄積が重要といえよう⁵⁾。

(7) 外部委託・第三者提供

本学規程第6章「個人情報の処理の委託及び第三者提供」は、本学が利用する個人情報を外部に提供する場合に関する規定が置かれており、個人情報を委託処理する場合、第三者に提供する場合、共同利用の場合などについて必要なルールを定めている（規程第23条～第31条）。

おそらく各大学の個人情報保護の担当者が最も頭を痛めるのはこの点であろう。一般的に言って、大学では学生の自律性が尊重されているのが通常であり、従来、学生の呼び出しなどは主に掲示板やWebサイトを使って行われてきた⁶⁾。また、大学のなかには親権者等の保証人に対して直接学生の成績を送付しているところも少なくないと思われる。しかし、すでに触れたように学生同

士や学生と保証人との関係が本人と第三者の関係に当たると考えるとすれば、これらの取扱いはすべて第三者提供となり、原則として本人の同意がない限りできないことになる。そのほかにも大学では、保護者や同窓会・奨学団体など外部の団体と情報を交換しながら、学生に対する教学上の支援や学生生活の向上を図っていく必要もある。また、最近では、事務の簡素化・合理化などの観点からアウトソーシングが積極的に検討されており、これに伴って学生の個人データの処理を外部の業者に委託している例が少なくない。このように大学・短期大学を含めた教育の現場では、個人データの利用は、学内で完結させることができず、外部委託や第三者提供の場面を想定することが不可欠であるといえる。したがって、内部規程においても、これらの場面について明確なルールを定めておくことが重要となる。

こうした外部委託や第三者提供につき個人情報保護法は次のように定めている。同法第23条は、個人データの第三者提供の場合について定め、原則として本人の事前の同意なく個人データを第三者に提供することを禁止している。したがって、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ利用目的に第三者提供を行う旨を明示して、本人の同意を得る必要がある。

ただし、同条は本人の事前同意なく第三者への提供ができる場合として、各種の例外を定めている。同条が定める例外は、大きく分けて正当な理由のある場合、第三者提供が事業者の利用の延長と見られる場合、一定の措置を講じた場合の三つがある。第一の正当な理由のある場合とは、目的外利用の場合と同様の例外事由であり、法令に基づく場合（法第23条1項1号）、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困

難であるとき（同2号）、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同3号）、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同4号）である。第二の第三者提供が事業者の利用の延長と見られる場合とは、利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合（法第23条4項1号）、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（同2号）、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合（同3号）である。ただし、個人データの取扱いを外部委託する場合については、事業者は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない（法第22条）、共同利用の場合については、共同利用を行う旨及び共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者等につき、あらかじめ本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態においている必要がある（法第23条4項3号）。第三の例外である一定の措置を講じた場合とは、いわゆるオプト・アウトの場合であり、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの提供を停止することとしている場合で、第三者への提供を利用目的とすること、第三者に提供される個人データの項目、第三者への提供の手段又は方法、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することを、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においていることをいい（法第23条2項）、事業者はこのような措置を講じ

ることで、第三者提供に関する本人の事前同意を取得せずに、第三者への個人データの提供を行うことができるとされている。

こうした外部委託や第三者提供につき、本学規程は、基本的に法と同様の枠組みを採用しているが、次の点において法の定めを厳格化ないし詳細化している。

第一に、委託処理及び第三者提供に関する規制の対象となる情報であるが、法が個人データを対象としているのに対し、本学規程ではこれを個人情報レベルにおいて行うこととした。これは、委託処理においては、収集した個人情報をデータベース化する業務を委託する場合も考えられることから、概念的に個人情報データベース等を構成する個人情報とされている「個人データ」のみを対象とするのでは足りないと考えられることや、委託先もしくは提供先において漏洩事故が発生した場合に、当該本人に生ずる被害は、当該情報がデータベース等を構成していたかどうかとは関係がなく、たとえデータベース等を構成する以前の個人情報であっても、その委託ないし提供を行う場合には所定の手続に従わせることが、内部規定としては必要であると考えられたからである。

第二に、個人情報の委託処理及び第三者提供につき、その手続の枠組みを定めたことである。先に述べたように、個人情報保護法は、個人データの取扱いを外部に委託する場合は、委託元が委託先での個人データの安全管理につき、必要かつ適切な監督を行うべきことを義務づけている。ガイドラインはこれを具体化して、表5に示したような外部委託に関する留意点を明らかにしている。

本学規程では、このガイドラインに基づき個人情報の委託処理に関し、次のように部署管理責任者及び個人情報管理委員会を主体とする手続きを定めた。すなわち、部署管理責任者は、

表5 個人データの委託先の監督に関する文部科学省の指針

四 法第二十二條に規定する委託先の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの取扱いの委託に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。
- (二) 委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されていること。具体的な措置としては以下の事項が考えられること。
 - ①委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないとされていること。
 - ②当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。
 - ③委託契約期間を明記すること。
 - ④利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
 - ⑤委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
 - ⑥委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
 - ⑦委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。
 - ⑧委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

個人情報取扱いにつき外部委託の必要を生じたときは、委託予定の事業者における個人情報の安全管理体制を調査し、その資料を添付して、個人情報管理委員会に事前に委託の申請を行わなければならない（規程第24条1項～3項）。そして、同申請に基づき個人情報管理委員会の許可がなされた場合には、部署管理責任者は委託先との間で契約書案を作成することになるが、同契約書案について、さらに個人情報管理委員会の承認を受けなければならない。またその際、契約書案には委託先での個人情報の安全管理のために講ずべき措置が明確にされていなければならないものとしている（同4項）。この場合において個人情報の安全管理のために講ずべき措置とは、表5のガイドライン（二）①

から⑧の各留意点を指している。このように本学規程は、個人情報の取扱いの外部委託について、そのリスクの大きさに対応して、その起案段階および契約書作成段階の双方において個人情報管理委員会を関与させることにしており、委託先の選定及び委託内容の決定について慎重な手続きを置いている。なお、これらの規定は第三者提供の場合にも準用されており、第三者提供における提供先の監督についても同様の手続きで行われることになる⁷⁾。

第三に、正当な理由に基づく第三者提供の本人同意の例外につき、わかりやすさの観点から整理するとともに⁸⁾、「教職員及び保証人による教育のために特段の必要があると個人情報管理委員会が認めたとき」（規程第27条1項3号）

という例外を認めたことである。同号の規定が想定しているのは、主として学生の保証人⁹⁾に対する成績表送付の問題である。

本学は、学生への教育のためには保証人の協力を得ることが不可欠であり、その前提として学生の学修状況を保証人にも把握してもらうことが必要であるとの方針の下、教育上の重要な活動として、すべての学生につきその成績表を保証人にも送付している。しかし、法的にみれば、少なくとも成年に達した学生については、その保証人は法定代理人ではなくなるから、保証人は本人との関係では第三者に該当し、保証人に対する成績送付は第三者提供に当たることになる。さらに、すでにIV-2-(4)で説明したように、本学規程では、未成年者の場合であっても本人と保証人とを一応別個の人格として把握することとしているため、本学規程上は未成年者の場合にも同様の問題が生ずることになる。

この成績送付の問題は、個人情報保護法が認める第三者提供に関する例外事由のうち、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第23条1項3号)に該当するとも考えられるが、同号はもともと、不登校や不良行為などの児童生徒の問題行動について児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応する際に、当該関係機関等間で問題行動に係る児童生徒の情報を交換する場合等を想定したものであり[7、p.145]、日常的な教育活動における成績送付がこれに含まれると言い切れるかは疑問である。しかし、本学規程の第1条に示されるように、本学における個人情報保護の問題は、最終的に学生の教学支援に資するためのものであるから、個人情報保護法の趣旨が明確でないからといって、本学における教育活動の重要なポイントとなってい

る成績送付を止めてしまうことは本末転倒であろう。そこでこの規定については、あるいは法の規定を超えるものである可能性があるが、あえて挿入することとした¹⁰⁾。

第四に、共同利用の問題がある。本学規程は、共同利用の相手方を学校法人東邦学園に属する機関に限定し、法と同様の手続を要求するものとなっている。しかし、個人情報保護法では、法人格を有する者を個人情報取扱事業者としており、その第三者性は法人格を基準に判断される[4、p.117]。したがって、法人内部に存在する諸機関の間での個人データのやり取りは、共同利用ではなく、通常の内利用であり、利用目的を通知・公表している限りにおいて、それらの機関の間で個人データの相互利用を行っても法的問題は生じない。そうすると、本学の場合も、本来は、法人内部の諸機関での個人データのやり取りをあえて共同利用として扱う必要はないことになる[10、p.20]。

しかし、本学規程は、東邦学園大学・短期大学に限定して適用されるものであり、同一法人内にある東邦高校については、別個の規定により個人情報を取り扱われることになること、本学規程上、個人情報の利用目的について原則として本人の同意を要求していることからすれば、同一法人の内の他機関との共同利用であっても事前同意を不要とするのであれば、特別の規定を要すると考えられること、また、一般的に、大学・短期大学が保有する情報に高校等の機関が自由にアクセスできるとは考えられていないこと等の事情を考慮して、この場合も共同利用の場合に含め、所定の手続を取るべきものとした。

第五に、本学規程では、第三者提供が生じる頻度が高い具体的場面を想定して、保証人からの照会につき特に規定を設けている(規程第30条)。教育機関においては、保証人から電話等

により学生の出席状況や成績等の問い合わせを受けることがある。これは一種の開示請求であるから代理人による開示請求（後述IV-2-(9)参照）として把握することができるが、開示請求には申請書の提出等の手続きが要求されているから、これを厳格に捉えてしまうと、保証人は些細な情報を問い合わせるにも、正式の手続きを踏まなければならないになってしまう。しかし、本学は、先に述べたように、保証人との協力・信頼関係において教育活動を円滑に進めようと考えており、こうした保証人側の要請にもある程度応える必要があるといえる。ただ一方で、本学規程は、学生本人のプライバシー等の人格的利益に配慮して、未成年であるかどうかにかかわらず、学生本人と保証人を別個の人格として扱うこととしているため、保証人であるからといって学生の個人情報をそのまま提供してよいかについては慎重に検討しなければならない。

そこで、本学規程は、この両要請のバランスを図るため、一方で、保証人による照会を第三者提供の場面と捉え、原則としてあらかじめ本人の同意が得られない場合には、保証人といえども学生本人の個人情報の提供を受けられないものとした。しかし、他方で当該学生が未成年であり、かつ、当該個人情報の提供が親権の行使に必要と判断される場合には、保証人による学生本人の個人情報の照会を認めることとし、学生が未成年の場合に限り、保証人の教育権を優先させている。もっとも、こうした保証人への情報提供を行う場合には、児童虐待のおそれやドメスティック・バイオレンスのおそれの有無を勘案しなければならない¹¹⁾。

(8) 情報システムにおける安全管理

本学規程第7章は、「情報システムにおける安全の確保」として、情報の処理方法に注目し、

特にコンピュータを利用した情報処理システムを対象として、アクセス管理やバックアップなどの情報管理に必要なルールを定めるとともに、ハードウェアの管理方法についてのルールを定めている（規程第32条～第40条）。

個人情報保護法は、「個人情報データベース等」の定義をみればわかるように、主としてコンピュータによる個人情報の処理を念頭に置きながらも、手書きファイルなどのマニュアル処理の個人情報も規律の対象とし、個人データの安全管理措置の義務を包括的に定めるだけで、コンピュータにおける個人情報の処理に関して特別の規定を置いていない。しかし、Iで述べたように、そもそも個人情報を保護すべきであるという考え方は、高度情報化社会においてコンピュータなどで大量の個人情報が処理されるようになったことに対し、情報主体の関与のないところで個人情報が管理されたり、利用されているという状況に対する不安を背景とするものである。また、事業者において最も脅威となるのは、電子化された個人データが大量に流出したり、紛失・毀損してしまう事態であろう。こうした個人情報保護法制定の背景や事業上のリスクの高さを考えると、情報システムについては特に厳重な管理体制をとる必要があるといえよう。

このような観点から、本学規程は、システム管理責任者を置き、特に情報システムに関する組織的安全管理体制を整備するとともに、第7章において情報処理システムの安全管理についての独立の章を設けて、本学における情報処理システムの物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置に関する特則を置くことにした。

ここで、具体的な規定の策定にあたって参考になるのは、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（平成16年10月22日厚生労働省・経済産業省告

示第4号)である。同ガイドラインは、物理的
安全管理措置として講じなければならない事項
として、①入退館(室)管理の実施、②盗難等
の防止、③機器・装置の物理的な保護を挙げて
いる。また、技術的安全管理措置として講じな
なければならない事項として、①個人データの
アクセスにおける識別と認証、②個人データへの
アクセス制御、③個人データのアクセス権限の
管理、④個人データのアクセス記録、⑤個人デ
ータを取り扱う情報システムについての不正ソ
フトウェア対策、⑥個人データの移送・送信時
の対策、⑦個人データを取り扱う情報システム
の動作確認時の対策、⑧個人データを取り扱う
情報システムの監視を挙げている。

本学規程は、これらを参考として、まず技術
的安全管理措置・物理的安全管理措置を定めて
いるが、本学の情報システム運用の実情に合わ
せて、対象とする情報を保有個人データに限定
し、システム管理責任者、部署管理責任者、
個々の教職員それぞれが安全管理のための一定
の役割を担うことを明確にしている点に特徴が
ある。まず、技術的安全管理措置として、シス
テム管理責任者は本学における情報システム全
体の安全性確保の観点から、権限の識別及び認
証を含めたアクセス制御、アクセス記録の作成
とその改ざん等の防止、ウィルス感染を含めた
不正アクセスの防止、情報システム設計書の管
理について必要な措置を講じるものとしている
(規程第32条～第34条・第37条)。これに対し、
部署管理責任者は、保有個人データの毀損・紛
失を防止するため、保有個人データの重要度
に応じてバックアップを作成し、分散保管する
などの措置を講じなければならない(規程第36
条)。また、個々の教職員は情報システム上の
データの正確性を担保するため、保有個人デー
タの重要度に応じて、入力原票と入力内容との
照合等を行わなければならない(規程第35条)。

一方、物理的安全措置としては次の様な措置
が講じられている。まず、システム管理責任者
は、必要に応じて、保有個人データの取扱端末
の限定化やサーバー室等への入退室管理につい
て必要な措置をとらなければならない(規程第
38条1項・第39条)。また、コンピュータの盗
難又は紛失防止に関しては、部署管理責任者が
責任を有するものとし、コンピュータの固定や
執務室等の施錠などの措置を講じなければなら
ない(規程第38条2項)。さらに、個々の教職
員は、離席時の情報システムからのログアウト
を徹底する等の注意をしなければならず、部署
管理責任者の許可がないかぎり、コンピュータ
や保有個人データの持ち出し、持ち込みを行っ
てはならない¹²⁾(同3項・4項)。

本章の規定をみると、ほとんどの規定において
「必要な措置を講じなければならない」とされ
ており、他の章の規定に比して具体性に欠ける感
がある。しかし、このことは情報システムの管理を
個人任せにすることを意味するものではない。情
報機器の進歩のスピードに合わせて、情報シス
テムの構成も変化していくことが明らかであるた
め、規程において具体的なルールを固定するより
も、その都度改訂が容易なマニュアル等によっ
てルールを具体化していくことが適当であると思
えられたことによるものである¹³⁾。

(9) 本人によるコントロール

本学規程第8章「保有個人データの開示、訂
正、利用停止の請求等」は、本学が開示、訂正
等の権限を持つ保有個人データに関して、情報
提供者である本人に認められる権利及びその行
使の方法等について規定している(規程第41条
～第45条)。

個人情報保護法制定の契機となったOECDガ
イドライン8原則は、「公開の原則」および
「個人参加の原則」を挙げており、同法はこれ

らの原則に基づき、本人関与の仕組みとして保有個人データに対する利用目的の通知の求め（法第24条2項）、開示の求め（法第25条）、訂正の求め（法第26条）、および利用停止等の求め（法第27条）を規定しており、本人からこれらの求めがあった場合には、個人情報取扱事業者は原則としてこれに応じなければならないとし、例外的に求めに応じない場合には本人にその理由を説明するよう努めなければならないとしている¹⁴⁾（法第28条）。

そこで本学規程においても、法とほぼ同様の規定を置き、本人からの開示、訂正、利用停止等の請求に原則として応じることとしている。ただ本学規程では、法と異なり、利用目的の通知に関する規定を置いていない。これはそのような求めに応じないという趣旨ではなく、本学規程における個人情報の取得方法と関連して、通知の必要性が低いためである。個人情報保護法が、利用目的の通知の求めを定めている趣旨は、第24条1項2号により公表される保有個人データの利用目的が個人情報データベース等に含まれる保有個人データ全体としての利用目的であり、複数の利用目的が設定されている場合などでは、個別の利用目的を知り得ないことであるとされる〔2、p.124〕〔3、p.249〕。しかし、本学規程では、個人情報の取得についてはできる限り本人から取得するよう努めるものとされており（規程第10条）、個々の個人情報について、本人に利用目的を明示し、同意を得た上で取得することされている。また間接取得の場合にも本人に通知等を行うこととされている（規程第11条・第12条）。したがって、本学規程では特に本人に対し改めて利用目的を通知する必要性はほとんどないといえよう¹⁵⁾。

また、本学規程には明確な規定を欠いているが、本人関与の仕組みとの関係でもう一つ検討しておかなければならないのは、代理人による

請求を認めるかどうかである。個人情報保護法施行令第8条は、開示等の求めをすることができる代理人として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人と開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人（任意代理人）を挙げているが、国立大学等に適用される独立行政法人個人情報保護法では、開示請求することのできる代理人を「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」に限っている（独行第12条2項）。教育関連の情報にはセンシティブ情報が含まれることが多いことを考えると任意代理人による開示請求には慎重であるべきであり、法定代理人のみが本人に代わって開示請求をすることができるかと解すべきであろう¹⁶⁾。

また、親権者等の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、本人の同意の場面と同じように、法定代理人の利益と本人の利益が一致するとは限らないことにも注意が必要である。未成年者とはいっても大学生の場合には一定の人格的自律性があるから、たとえ親であっても知られたくない情報、親であるからこそ知られたくない情報がある場合も考えられるからである〔2、p.292〕。こうしたことから、独立行政法人個人情報保護法は、法定代理人からの開示請求を一般に認めた上で、法定代理人への開示により本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については開示請求に応じないこととしている（独行第14条）。また、教育分野においては、法定代理人への個人情報の開示につき、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待の恐れなどに特に配慮しなければならないとされている¹⁷⁾。本学規程が保証人からの照会の場面でこうした配慮を求めていることからすれば（前述IV-2-(7)参照）、開示請求の場面においても同様の配慮をする必要があるといえよう。

(10) 苦情処理等

本学規程第9章「苦情処理及び問題への対応」は、同第8章の請求以外の個人情報に関する苦情について不服の申立ての方法及び申立てがあった場合の内部手続を定めるとともに、漏洩等の事故が生じた場合の処理の基本方針について定めている（規程第46条～第48条）。

個人情報保護法は、個人情報の取扱いに関する苦情に関しては、個人情報取扱事業者が一次的に処理の責任を負い、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと、また、そのために必要な体制の整備に努めなければならないことを定めている¹⁸⁾（法第31条）。ガイドラインも生徒等に関する個人情報の取り扱いに関する苦情処理について法と同様の努力義務を課しており、その具体的な体制整備については、苦情処理の体制の整備の具体例として、苦情処理に係る窓口の明確化、苦情処理の手順を定める規定の整備、苦情処理を行う職員への教育・研修の実施等が挙げられている [9, p.32]。

個人情報保護法制では、事業者自身、主務大臣、地方公共団体、認定個人情報保護団体など多様な苦情処理のルートが用意されているが、事業者自身における苦情処理は、その中でも最も重要なものとされている¹⁹⁾ [7, p.194]。教育分野では、いまのところ認定個人情報保護団体は存在していないが、学校の社会的役割や生徒等と学校との継続的な関係といったものも考えると、事業者自身による適切な苦情処理の役割はより大きいといえよう。

本学規程はこのような認識に立ち、本学の個人情報の取り扱いにおいて問題が生じた場合の対応のあり方を定めている。本学規程では、まず本学の「個人情報の取り扱いに関して不服のある者」は、個人情報管理委員会に不服の申立てをすることができるとしている（規程第46条）。本学規程では、本人は自己に関する保有

個人データについては、開示、訂正、利用停止等の請求をすることができるとされているが、本条は不服の申立人および内容についてそうした限定をおいていない。通常、申立てを行うのは本人（またはその代理人）であると考えられるため「不服」という用語が使用されているが、保有個人データ以外の個人情報であっても、本人以外の個人情報であっても、不適正と考えられる取り扱いを発見した者は、苦情の申立てができるかと解すべきであり、このように広く苦情を受け付けることが本学の個人情報保護体制の充実に資すると考えられる²⁰⁾。また、苦情の「適切な」処理とは、内容面での適切性のみならず、手続面での適切性も含まれるとされているが [7, p.196]、本学規程では、不服の申立てを受けた個人情報管理委員会はその内容を確認し、調査を行わなければならないとしている（規程第46条2項）。調査においては、必要に応じて不服申立人、関係各部署の教職員その他の者の出席を求めて、意見及び説明を求めることができ（規程第46条3項）、不服申立てに係る審議の内容や決定については、不服申立人に通知されるものとしている。

さらに、本章では、本学から個人情報が大量に流出した場合の対応のあり方も定めている。どれほどコストを費やそうと情報セキュリティには絶対はありえない。そのため、実際のリスク対策においては事故が発生するというリアルな認識を前提としなければならないとされている [1, p.121]。また、そうした事故が発生した場合に企業がいかなる対応をするかということがその後の企業の存続において決定的に重要であることは多くの企業不祥事において例証されている。多くの企業不祥事では、職場ぐるみで事故の発生を隠蔽するなどしたことが社会的非難の的になっているが、これはリスク対策を講じておけば、事故は発生しないものであると

いう発想の下に、事故が発生した場合の責任追及をおそれるためであるとの指摘がある〔1、p.121〕。

本学規程は、このような事故が発生したことが明らかになった場合には、その旨を速やかに本人に通知し、被害拡大を防止するために必要な緊急の措置をとるとともに、調査委員会を組織して個人情報流出事故の原因を調査させ、再発防止措置をとるものとしている（規程第47条）。このような規定がおかれている趣旨は、事故発生時においては、事故発生の責任追及ではなく、なによりもまず被害拡大の防止と再発防止策の策定を重視すべきであることを明確にするためである²¹⁾。

おわりに

これまで個人情報保護法の制定経緯及びその内容と本学におけるその具体的実現過程について紹介してきたが、最後に本学におけるこれまでの取り組みから見えてきた個人情報保護法制の課題について若干のまとめを行い、本稿の結びとしたい。

第一にいえるのは、経営実務から見た個人情報保護に関する議論はまだ未成熟であり、コンプライアンスを中心とした経営法学の観点からの分析が必要ではないかということである。

本稿で示したのは、私立大学である本学における個人情報保護法の具体化の一事例であるが、こうした具体化の過程において、現時点でなにができて、なにができないのかについて選択を行い、できないことについてはどのようにリスクを管理するかを検討するという困難な課題に直面した。また、こうした過程において、より高いセキュリティレベルを確保しようとする場合に、個人情報保護法の枠組みが意外に使いにくいということも実感された。たとえば、

個人情報保護法の趣旨により忠実に個人の権利利益を尊重して、個人情報の取得の際に原則として本人の同意を要求したり、未成年者に対しても一定の独立の人格的利益を認めようとする場合、本文で述べたように、その原則をどの程度貫徹するか、また例外をどのような場合に認めるかなどを一から考え直さなければならない。また、その結果としてできあがったルールが果たして個人情報保護法と適合的であるのかについても検討しなければならない。

個人情報保護法の制定以後、企業からの個人情報漏洩事故には厳しい目が向けられるようになっており、各企業は、具体的な情報漏洩のリスクをいかに回避するかを問題とせざるをえなくなった。しかし、本文でも何度か触れたように個人情報保護法を中核とした個人情報保護法制は、守るべきルールの最大公約数的な枠組みを定めたものである。また、各事業分野におけるガイドラインはこうした個人情報保護法の内容を具体化するものであるが、その機能は主務大臣が指導・助言・監督・命令を行う際の基準ないし外枠を示すことにある。したがって、法やガイドラインは、各事業者の法的リスクの回避の基準となったり、現実に情報漏洩事故を防止する方策を示唆するものではないのである。

おそらく、そうした方策は、各事業者がその業務の在り方、リスクマネジメントの水準、体制構築のためのコスト、顧客の要求など様々な事情を考慮して、ぎりぎりの選択を行い、その時点でのベスト・プラクティスを模索していく中で生み出されてくるものであろう。つまり、個人情報保護法制においては、法や各種ガイドラインの枠組みをベースとして、各企業の実践過程においていわゆる“生ける法”が生成するのであり、そうした“生ける法”を研究していくことが、今後必要になるものと考えられる。例えば、漏洩事故の原因分析や各事業分野にお

ける個人情報保護の実践例、現時点でのベター・プラクティスとしてのJIS Q15001やISMSなどの分析・評価や個人情報保護法制との整合性の検討を通じて、企業経営と調和的な個人情報保護とはどのようなものであるか、適切なりスクマネジメントのために留意すべき点はどのようなものかなどについて検討していくことが、経営法学上の重要な課題であり、ひいては個人情報保護法制をより豊かなものとするのではなかろうか。

第二に、個人情報保護法制と私法理論との接合がどのようになされるのかについての議論が必要であろう。たとえば、個人情報保護法はプライバシーを含めた個人の権利利益を保護するものであるが、個人情報保護法の制定や各種ガイドラインの策定がプライバシー権侵害おける違法性評価とどのように関連してくるのか、また個人情報保護法が各事業者に課している安全管理義務等の違反がどのような私法上の責任を生じさせるかについては今後の研究が必要であろう。

また、本人の同意の法的性格についても定まった見解はなく、同意が撤回された場合や主契約が解除された場合の個人情報の取扱いについても問題を残している。さらに、大学において特に顕著な問題となるのが、学生とその法定代理人の関係である。個人情報保護法が保護するのが、個人の人格的利益であるとするならば、その取扱いについての同意や開示請求の問題を単なる代理として処理できるのか、処理できるとしても、未成年者の個人情報の提供等について、常に法定代理人の関与を求めることが果たして適切であるのかという問題がある²²⁾。本人が個人情報の提供後に成人に達した場合についても、単に法定代理人のした同意の効果は本人に帰属するため再度の意思確認は不要であるということに済ませられるかについては検討を要す

る問題であろう。

第三に、上の点とも関連するが、学校教育における個人情報保護の在り方を通じて、教育法上の理論についても検討してみる必要がある。大学教育における個人データの第三者提供や開示の問題は、親の教育権について考えるべき問題を投げかけている。民法では、未成年の子は親の親権に服するものとされており、親権には子の監護教育権が含まれるとされる（民法第820条）。しかし、大学では学生は在学中に成年に達するのが通常であり、成人に達した段階で親権は終了してしまうため、法的には親は子の教育に関して権利も義務も負わないことになってしまう。しかし、現実には大学教育においても親等の保証人の教育への関与が必要とされることも多い。そうすると、成人に達した学生の大学教育において親はいかなる権限を持ちうるのか、どのような立場でどこまで子の教育に関与しうるのかという基本的問題が提起されているといえよう。本学規程では、いわゆる「保証人」は、単なる代理人ではなく、学生の教育に「関心を有する者」であるとして、独自の立場と権限があるものと考えたことにしたが、果たしてそれでよかったかどうかの検討は今後の課題としたい。

<注>

- 1) 東邦学園大学は、2007年4月1日から、「愛知東邦大学」と名称変更され、これに伴い本学規程中の「東邦学園大学」となっている部分は、愛知東邦大学と改訂された。しかし、本稿では、これまでの記述との一貫性を重視して、改訂前の東邦学園大学を使用することとする。
- 2) 個人情報保護法第16条は利用目的を超えた個人情報の「取扱い」全般を禁止しており、この「取扱い」は個人情報に関する一切の行為（取得、入力、蓄積、編集・加工、更新、消去、出力、利用、提供等）を含むとされているから [7, p.123]、そ

の意味では「目的外利用」という用語は適当ではないかもしれない。しかし、法においてもそうした一切の行為が「利用目的」によって制限されるとしている点で同様の不一致がみられる。結局「利用」という語は広義と狭義の二つの意味を持っているというべきだろう。本学規程は、法第16条に沿ったものであるから、「目的外利用」の「利用」とは個人情報に関する一切の行為を意味する広義のものとして解すべきである。

- 3) このような例外規定は、表現上、法の認める例外の範囲を超えるように見え、法令遵守の観点からはあるいは不適切かもしれない。しかし、このような規定が置かれたのは、個々の個人情報の利用目的をどのように設定すべきかなどの問題と関連して、本学の体制が未構築の段階において、あまりにも厳格な目的外利用の禁止を置くと業務に支障をきたすのではないかという懸念が強かったためである。本条5号の「個人情報管理委員会が、必要かつ相当の理由があると認めたとき」という例外規定はそのことを示しており、法を具体的に実現する過程でやむをえない措置と考えられる(ただし、本学規程では、部署管理責任者への報告や事前許可など手続的に一定の手当がされている(規程第22条2項・3項))。しかし、法が定める例外規定に修正を加えた趣旨は本文に述べた通りであるから、これらの例外規定は法の趣旨に従って運用されるべきものであり、その適用を認めることには極めて慎重でなくてはならない。いずれにせよ本学の個人情報保護体制が確立した段階で、本規定の見直しが必要となろう。
- 4) 個人情報保護法は、第50条において大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合については同法の適用を排除している。しかし、学内規程においては、たとえば学術研究といえども全ての規定の適用を排除して個人の責任に任せることはできない。そこで本学規程では、学術研究における利用においても原則として本学規程の対象とし、利用目的に拘束されないという範囲ではその自由を認めるが(ただし、個人情報管理委員会の承認を得る必要がある)、第三者提供等については認めないこととした。目的外利用の例外として、学術研究の場合が定められているのはこのような趣旨からである。
- 5) なお、本学では、学生の入学時に表3とほぼ同様の内容のものを明示して、入学予定者本人およびその保証人の同意を得ることとしており、その後の個々の場面については個別的な対応をとること

としている。

- 6) もっとも、最近では学生カードによる認証によって本人のみが自己情報をチェックできるようにして、多人数の目に触れる形での掲示を不要としたり、携帯電話への情報の送信などを活用する大学もある。しかし、こうした方式の導入には多額の投資を要するから、特に中小規模の大学ではいまだ掲示板を通じての連絡が一般的であると思われる。そのような大学では、呼び出しの際に学籍番号(学生証番号)のみを掲示し、個人名は明記しないなどの工夫をしているようである。[6]や[8]ではそのような工夫が紹介されている。前稿脱稿後、本学においてもそのような取扱いに切り替えている。
- 7) 文部科学省のガイドラインが個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者提供する場合の留意事項として掲げているのは、表5に示した委託処理の際の留意事項とほぼ同様のものである(ガイドライン第三、五参照)。
- 8) したがって、文言の変更にかかわらず、その趣旨は法の規定と同様であると解すべきである。なお、本学規程第28条1項5号「その他緊急の状況において、本人の同意を得ることが困難であり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」の趣旨については、目的外利用の場合と同様である。前掲注3参照。
- 9) 親権者等の法定代理人などを指す(前述IV-2-(4)参照)。
- 10) この点については入学時の利用目的に含めて同意を得ることとすれば一応回避できる。しかし、その場合、学生が成年に達したときに再度の同意を得る必要がないのか、同意が拒否された場合や同意が撤回された場合にどのように処理するかという問題が生ずることになるため、最終的には本人の同意なく、保証人に成績通知を行えるようにしておく必要がある。もっとも、本学では、本人の入学時に成績送付に関する同意も取得する扱いとしており、この条項が適用されるのは、同意を拒否又は撤回した学生につき、学生の事情を把握した上で、なお成績送付が適当であると判断される場合に限られることになろう。
- 11) このような配慮は、開示請求と関連して文部科学省のガイドラインにおいても求められているところである(ガイドライン第三、六(二)参照)。ただ、児童虐待やDVのおそれを勘案するといっても、どの程度の配慮をしなければならないかは困難な問題である。この点につき、[10、p.24]は、情報の開示発生した問題についての責任は、第一義的

には開示を受けた者が負うべきであり、開示した者は特に過失がない限り責任を負わないとしている。ガイドラインの解説は、児童虐待のおそれの具体例として、保護者からの児童虐待を理由に子どもが親元から離れて転校しており、加害者である保護者が子どもの居所を知らない場合を挙げ、また、DVのおそれの具体例として、配偶者からの暴力により、被害者や被害者と同居する未成年の子どもに対し接近禁止命令が発令された場合で、配偶者からの暴力を理由に被害者が転出したことに伴い被害者と同居する子どもが転校し、加害者が子どもの居所を知らない場合を挙げている。いずれも保護者が子どもの居所を知らないような場合であるが、この趣旨からすれば、特に事前に情報提供を受けているのでなければ、大学においては保証人が学生と同居しているか、同居していない場合には現住所を知っているかどうかといった確認をすることが要求されると考えられる。

- 12) コンピュータや個人データの持ち出しに関して特に検討を要するのは、個人データの持ち出しをいかに管理するか、また個人所有のコンピュータの使用を許可するかどうかという点である。具体的な研究教育活動を前提とする場合、個人データの持ち出しや個人所有のコンピュータの使用を一切禁止するのは、多くの大学においてあまり現実的ではないであろう。したがって、この点については一定の登録制や申請制度を設けてチェックを行った上で、人的安全管理を強化することで対応することが必要になってこよう。
- 13) なお、本章の規定では、経産省のガイドラインに示された技術的安全管理措置のうち⑦⑧に相当する規定を置いていないが、これは本学の組織上「情報システムセンター」があり、それらの事項について同部署が定常的・専門的に行っているためである。
- 14) なお、国立大学法人については、開示・訂正・利用停止の決定等やそれらの請求に対する不作為について異議のある者は、行政不服審査法による異議申立てをすることができ、異議申立てがあった場合には大学は情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない（独行第42条）。
- 15) 個人情報保護法第24条2項1号は、同条1項2号に基づく利用目的の公表によって保有個人データの利用目的が明らかな場合には重ねて利用目的を通知することは不要としている。つまり、本人が利用目的を特定できれば通知は不要だということになる。ただし、本学規程の実際の運用としては、利用目的の通知請求も否定されるものではなく、

開示請求の一環として取り扱うことができると解される。

- 16) 本学においてそうであるように、大学では学生を監督する者を「保証人」と呼んでいることが少なくない。これは必ずしも法定代理人とは一致しないから、開示請求ができる者を法定代理人に限定してしまうと、親権者以外の者が保証人となっている場合や両親が離婚している場合、留学生の国内保証人などの場合に問題が生ずる。しかし、本学規程では、個人情報に関しては、親権者等の法定代理人であっても概念的には第三者に該当し、法定代理人は代理権を持つためではなく、本人の教育に関心を持つ者であるということを利用して、同意の権限や開示請求の権限を持つと解しているため（前述IV-2-(4)参照）、これらの場合にも開示請求を認めてよいと考えられる。しかし、仮に代理と構成しても、これらの場合は、任意代理というよりも、法定代理人の複代理人又は事実上の監護者と把握すべきであるから、それらの権限に基づいて開示請求は認められる（[11, p.57]は両親が離婚している場合には、原則として親権者を開示請求権者とすべきであるが、親権と監護権が分離している場合には、監護権者も請求権者と認めるべきであるとする）。もっとも、個人情報保護法上は、任意代理人による開示等の求めを認めているのでこのような問題は生じない。
- 17) 前掲注11参照。
- 18) 同条の苦情処理については努力規定に止まっているが、個人情報保護法24条第1項により公表等が義務づけられる事項には、「当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先」（施行令第5条第1号）が含まれているため、個人情報取扱事業者は、保有個人データについては、「苦情の申出先」を整備することが事実上義務づけられている [3, p.276]。
- 19) その理由は次の様に説明されている。「個人情報の取り扱いをめぐって個人情報取扱事業者と本人の間に生ずるトラブルは、基本的には私人間の問題として扱われるべきものであり、その迅速な解決を図るうえでも、まずは当事者間で解決されることが望ましいと考えられる。また、実際に発生する苦情の中には、個人情報取扱事業者の単なる不注意、双方の思い違いや勘違い等によるものが相当多いと考えられ、現実的な側面からも苦情処理という弾力的かつ迅速な対応は、問題解決に極めて重要な役割を果たすとともに、事業者に対する消費者等の不安、懸念の解消等の面からも有効と考えられる。」 [7, p.4]

- 20) この点について、法第31条も苦情の申立人を限定するような文言を置いていないが、個人情報の保護に関する基本方針は、苦情の内容を「個人情報の利用提供あるいは開示・不開示に関する本人の不平や不満」と想定しており、多くの解説書においても苦情の主体は本人であると解されている。しかし、法第42条では、認定個人情報保護団体がする苦情処理については「本人等」から解決の申出がされた場合について規定している。同条で「等」が付されているのは、事業者から個人情報の提供を求められた者が、個人情報の提供要請に係る苦情を持ち込む場合や本人に開示された個人データに記載された第三者が開示に係る苦情を持ち込む場合などを念頭において付加されたものとされる[2、p.176]。このことからすれば、教育分野において、認定個人情報保護団体が不在の現状においては、学校自身が広く苦情を受け付けるべきであるといえよう。もっとも、本学規程においても本学とまったく関係のない第三者からの申立ては想定されていない。また、本人以外からの申立てについては、本人に何らかの通知をして、本人の関与の下で処理すべきことはいうまでもない。
- 21) なお、本条が「大量流出したことが明らかになった場合」としているのは、対策の必要性を大量流出の場合に限定する趣旨ではなく、そうした大量流出事故においても、社会的非難をおそれずに適切な対応をすべきことを強調したものであり、流出の量によって処理の方針を変えるという趣旨ではない。
- 22) この問題についての詳細は [10] を参照されたい。なお、[10]は、個人情報取扱事業者としての学校法人と大学の関係についても問題を提起しており、個人情報保護法を契機として従来の教育法制の再検討を示唆している。
- [5] 個人情報保護基本法制研究会編『Q & A 個人情報保護法』（ジュリストブックス）、第3版、有斐閣、2005年
- [6] 菅原彰子「日本女子大学における個人情報の取り組みについて」『大学教育と情報』14巻3号p.16、2006年
- [7] 園部逸夫編・藤原静雄ほか著『個人情報保護法の解説』、改訂版、ぎょうせい、2005年
- [8] 松木三徳「東海大学における個人情報の取り組み」『大学教育と情報』14巻2号p.16、2005年
- [9] 文部科学省大臣官房総務課『「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者講ずべき措置に関する指針」解説』、2006年
- [10] 湯淺壑道「私立大学における個人情報保護」『九州国際大学社会文化研究所紀要』57号p.1、2005年
- [11] 米沢広一「教育個人情報の保護（上）」『法学教室』189号p.52、1996年

参考文献

- [1] 稲垣隆一編著『個人情報保護法と企業対応』新版、清文社、2004年
- [2] 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』、第2版、有斐閣、2005年
- [3] 岡村久道『個人情報保護法』、商事法務、2004年
- [4] 久保光太郎『個人情報保護法対策ハンドブック』、商事法務、2005年

〈資料〉東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規程（第5章以降）

第5章 目的外利用

（目的外利用の禁止）

第21条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人に通知又は公表された利用目的以外の目的に利用してはならない。

（適用除外）

第22条 前条の規定は、次に掲げる各号に該当する場合は適用しない。

- （1）公的機関から法令に基づく適法な提供依頼があったとき
 - （2）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要性がありかつ本人の同意を得ないことがやむを得ないと認められるとき
 - （3）本学の業務の遂行上、必要かつ相当の理由があり、かつ、本人の同意によることが業務の著しい遅滞を生じさせるおそれがある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき
 - （4）本学に所属する教員が学術研究に利用する場合で、本人の権利利益又はプライバシーを不当に侵害するおそれがないとき
 - （5）その他個人情報管理委員会が、必要かつ相当の理由があると認めるとき
- 2 教職員が、前項1号、2号、3号に基づき個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ることなく目的外に利用した場合には、遅滞なく、その旨を部署管理責任者に報告しなければならない。
- 3 教職員が、本条第1項4号、5号に基づき個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ることなく目的外に利用しようとする場合は、部署管理責任者の許可を得なければならない。この場合において、部署管理責任者は当該許可をした旨を、遅滞なく個人情報管理委員会に報告しなければならない。

第6章 個人情報の処理の委託及び第三者提供

（個人情報の委託処理）

第23条 利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を、学外の事業者に委託することができる。

（個人情報の委託処理の手続）

- 第24条** 前条の委託を行う場合、各部署管理責任者は、あらかじめ個人情報管理委員会に申請し、その許可を得なければならない。
- 2 委託先を選定するに当たっては、部署管理責任者は委託予定の事業者が個人情報の安全管理について十分な措置を講じていることを確認しなければならない。ただし、委託先がプライバシーマークその他個人情報保護に関する公的機関の認証を取得しているときには、その旨の確認をすることで足りる。
 - 3 第1項に定める申請を行う場合、部署管理責任者は、委託の目的、委託する個人情報の範囲及び期間、委託先事業者及び委託先の安全措置の確認をした旨を明らかにした書面を添付しなければならない。
 - 4 第1項に定める個人情報管理委員会の許可がなされた場合、部署管理責任者は委託先との間で、委託契約書案を作成し、個人情報管理委員会の承認を得なければならない。当該契約書案においては委託先が委託を受けた個人情報の安全管理のために講ずべき措置が明確にされていなければならない。
 - 5 委託先の選定基準及び委託契約に盛り込むべき事項については、個人情報保護細則に別に定めるところによる。

(委託先の監督)

第25条 個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を委託した場合には、部署管理責任者は、委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 委託先における個人情報の安全管理が不十分であるとの疑いを生じた場合、部署管理責任者は、直ちに委託先にその改善を求めるとともに、その事実について個人情報管理委員会に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた個人情報管理委員会は、部署管理責任者に契約解除を含め必要な措置をとるべきことを指示しなければならない。

(派遣職員・契約職員)

第26条 個人情報の取り扱いに関する業務を派遣職員又は契約職員その他に行わせる場合には、派遣契約書、雇用契約書又は業務委託契約書に秘密保持義務等個人情報の取り扱いに関する事項があることを確認しなければならない。

(第三者提供の制限)

第27条 教職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで業務上取得した個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 公共機関から法令に基づく適法な提供依頼があったとき
 - (2) 人の生命、身体又は財産を保護するためにやむを得ないと認められ、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 教職員及び保証人による教育のために特段の必要があると個人情報管理委員会が認めたとき
 - (4) 公益上に特に必要で、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) その他緊急の状況において、本人の同意を得ることが困難であり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき
- 2 前項各号に該当することを理由に個人情報を提供する場合であっても、個人情報を提供した教職員は、遅滞なく、部署管理責任者にその旨を届け出なければならない。ただし、当該個人情報の内容上、部署管理責任者に届け出ることには支障がある場合には、個人情報管理委員会に届け出るものとする。
 - 3 本条に基づき第三者に個人情報を提供する場合には、本人の同意の有無にかかわらず、提供先での個人情報の安全管理が図られるよう配慮しなければならない。提供先での安全管理については第25条（委託先の監督）を準用する。

(オプト・アウト)

第28条 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合で、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（オプト・アウト）は、本人の同意がない場合であっても、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者の氏名、連絡先
 - (4) 第三者への提供の手段又は方法
 - (5) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 - (6) 第三者への提供の停止の申し出の窓口
- 2 前項の措置は、個人情報管理委員会が当該措置をとることが相当と認めた個人データに限って行うことができるものとする。

(共同利用)

第29条 部署管理責任者は、個人情報管理委員会に届け出ることによって、個人データを学校法人東邦学園に所属する機関と共同で利用することができる。ただし、共同利用を行う場合には、以下に掲げる事項をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置かなければならない。

- (1) 学校法人東邦学園に所属する機関と共同で利用する旨
- (2) 共同して利用される個人データの内容
- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
- (6) 苦情申出の窓口

2 部署管理責任者は、個人情報管理委員会に届け出ることによって、前項2号ないし5号が規定する内容を変更することができる。ただし、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置かなければならない。

(保証人からの照会)

第30条 学生の個人情報について、保証人から照会があった場合において、あらかじめ本人の同意が得られないときは、当該個人情報を開示することはできない。ただし、当該学生が未成年であり、かつ、当該個人情報の開示が親権の行使に必要と判断される場合はこの限りではない。

2 前項の判断は、個人情報管理委員会が行うものとする。この場合において、当該学生に対する虐待及び当該学生が同居する家庭における配偶者からの暴力のおそれの有無を勘案しなければならない。

(同窓会・奨学団体)

第31条 部署管理責任者は、あらかじめ本人の同意を得て、学生の個人データを、同窓会又は奨学団体に提供することができる。第24条（個人情報の委託処理の手続）、第25条（委託先の監督）は、同窓会又は奨学団体への個人データの提供の手続及び監督について準用する。

第7章 情報システムにおける安全の確保

(アクセス制御)

第32条 システム管理責任者は、保有個人データ（情報システムで取り扱うものに限る。以下次条から第40条までにおいて同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めについて整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、及びパスワード等の読み取り防止などを行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第33条 システム管理責任者は、保有個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人データへのアクセス状況を記録（以下「アクセス記録」という。）し、その記録を一定の期間保存するとともに、アクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(不正アクセス等の防止)

第34条 システム管理責任者は、保有個人データを取り扱う情報システムへの外部又は内部からの不正アクセスを防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 システム管理責任者は、コンピュータウィルスによる保有個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止のため、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
- 3 システム管理責任者は、保有個人データの秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第35条 教職員は、保有個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人データの内容の確認、既存の保有個人データとの照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第36条 部署管理責任者は、保有個人データの重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第37条 システム管理責任者は、保有個人データに係る情報システムの設計書、構成図等の文書が外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(コンピュータの管理)

第38条 システム管理責任者は、保有個人データの秘匿性等その内容に応じて、その処理を行うコンピュータを限定するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 部署管理責任者は、コンピュータの盗難又は紛失の防止のため、コンピュータの固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 教職員は、部署管理責任者が必要があると認めるときを除き、コンピュータ又は保有個人データを記録した機器媒体を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。また部署管理者が必要があると認めるときを除き、保有個人データをネットワークなどを通じて外部へ持ち出してはならない。許可を受けて持ち出す場合には、本人以外は保有個人データにアクセスできないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、コンピュータの使用にあたっては、保有個人データが第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログアウトを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(サーバー室等の入退室の管理)

第39条 システム管理責任者は、保有個人データを取り扱う基幹的なサーバーコンピュータ又はネットワーク機器等を設置する室（以下、「サーバー室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講じなければならない。保有個人データを記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じなければならない。

- 2 システム管理責任者は、必要があると認めるときは、サーバー室等の出入り口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

(サーバー室等の管理)

第40条 個人情報管理委員会は、外部からの不正な侵入に備え、サーバー室等に施錠装置、警報装置及び監視設備

の設置等の措置を必要に応じて講じなければならない。

- 2 個人情報管理委員会は、災害等に備え、サーバー室等に耐震、防火、防煙、防水等の措置を必要に応じて講じるとともに、サーバーコンピュータ及びネットワーク機器等に予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を必要に応じて講じなければならない。

第8章 保有個人データの開示、訂正、利用停止の請求等

(自己に関する個人情報の開示)

第41条 保有個人データについて、本人は個人情報管理委員会に開示請求をすることができる。

- 2 前項に基づき本人から開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報を開示しなければならない。
- 3 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、個人情報管理委員会は、その情報の全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 4 前項に基づき個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、個人情報管理委員会は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第42条 保有個人データについて、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないときは、本人は、個人情報管理委員会に対し、当該本人が識別される個人情報の訂正、追加または削除（以下、「訂正等」という。）を請求すること（以下、「訂正等請求」という。）ができる。

- 2 前項に基づき本人から訂正等請求を受けたときは、個人情報管理委員会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査の結果、当該個人情報の内容が事実でないことが判明したときは、個人情報管理委員会は、直ちに、その内容の訂正等を行うものとする。
- 4 前項に基づき個人情報の全部または一部の訂正等を行ったとき、又は、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、個人情報管理委員会は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(自己に関する個人情報の利用停止等)

第43条 保有個人データについて、次に掲げる事由があるときは、本人は、個人情報管理委員会に対し、当該個人情報の利用の停止または消去（以下、「利用停止等」という。）を請求すること（以下、「利用停止等請求」という。）ができる。

- (1) 当該本人が識別される個人情報が、第8条、第21条、第27条の規定に違反して取り扱われているとき
- (2) 当該本人が識別される個人情報が、第9条の規定に違反して取得されたものであるとき
- 2 前項に基づき本人から利用停止等請求を受けたときは、個人情報管理委員会は、遅滞なく、前項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事由が認められたときは、個人情報管理委員会は、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行うものとする。
- 4 第1項各号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことに困難な事情がある場合は、個人情報管理委員会は、前項に定める当該個人情報の利用停止等を行わないことができる。ただし、この場合には、個人情報管理委員会は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとることを要する。

- 5 第3項または第4項に基づき、個人情報の全部または一部について利用停止等を行ったとき、または、利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、個人情報管理委員会は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。

(請求の方法等)

第44条 本人が、第41条、第42条または第43条に定める請求をするときは、個人情報管理委員会に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出する事により行う。

- (1) 所属および氏名
- (2) 個人情報の名称および記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報管理委員会が必要と認めた事項

- 2 学生が、第41条、第42条又は第43条の請求を行う窓口は、教学部とする。教職員が、第41条、第42条または第43条の請求を行う窓口は、総務部とする。

(手数料等)

第45条 本人が、第41条、第42条又は第43条の各第1項が定める各請求を行う方法、手数料の有無および金額、その他各請求に関する手続の詳細は、別にこれを定める。

- 2 本人は、個人情報管理委員会が定めた手続ないし方法に従って、各請求を行わなければならない。

第9章 苦情処理及び問題への対応

(不服の申立て)

第46条 個人情報の取り扱いに関して不服のある者は、個人情報管理委員会に不服申立てをすることができる。申立ての窓口は、第44条2項を準用する。

- 2 前項に規定する不服申立ては、申し出本人であることを明らかにした上で、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、個人情報管理委員会あてに提出するものとする。
- 3 個人情報管理委員会は、不服申立ての内容を調査し、確認するために調査小委員会を設置することができる。
- 4 個人情報管理委員会及び前項に規定する調査小委員会は、必要に応じて、不服申立人、関係部署の教職員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 個人情報管理委員会は、不服申立てに係わる審議の内容及び決定を不服申立人に文書をもって通知するとともに、遅滞なく、学長に報告しなければならない。

(問題への対応)

第47条 本規程の実施にもかかわらず、万一個人情報第三者に大量流出したことが明らかになった場合には、その旨を速やかに本人に通知するとともに、被害拡大を防止するために必要な緊急の措置をとるものとする。また、調査委員会を組織して個人情報流出の原因を調査させ、必要な再発防止措置を講じなければならない。

第10章 雑 則

(学術研究の除外)

第48条 本学の教員が行う学術研究において第2条第2項に定める以外の個人情報を取り扱う場合には、この規程を適用しない。この場合において、当該教員は、個人情報の保護に関する法令及び本規程の趣旨に従って、自らの責任において個人情報を適正に取り扱う義務を負う。

(守秘義務)

第49条 個人情報管理委員会の委員長及び委員は、同委員会の事務を行うについて取得した個人情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

(経過措置)

第50条 本規程の施行前に収集された個人情報については、本人にその利用目的等本規程に定められた事項及び本人からの異議申出を受け付ける旨の通知又は公表をすることとし、相当期間の経過をもってその利用につき本人の同意があったものとみなす。

- 2 本規程の施行前に収集された個人データで第三者に提供されているものについては、すみやかに第28条1項(オプト・アウトに関する公表事項)に掲げられた事項を通知又は公表した上で、以後同項に従った取り扱いがされているものとみなす。

(規程の改廃)

第51条 本規程の改廃は、個人情報管理委員会の提案に基づき、教授会の議を経て学長がこれを行う。